

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年10月1日
担 当 課	DX推進課

契約業者名・住所	合同会社デロイト トーマツ 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
工事等の名称	デジタル化対応全体管理支援委託
工事等の場所	松戸市が指定する場所
種 別	委託料
工事等期間	令和8年4月23日から令和9年3月31日まで
契約金額	
工事等の概要	デジタル化対応全体管理支援
随意契約の理由	本委託業務は、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【第5.1版】」（令和2年12月総務省通知・令和8年1月改版）、「松戸市行政デジタル化ビジョン 第二版」（令和3年7月策定・令和6年4月改訂）及び令和7年度実施の「情報システム標準化対応及びデジタル化対応全体管理支援委託」による検討内容を踏まえ、本市のデジタル・トランスフォーメーションを迅速かつ戦略的に推進することを目的とするものである。 よって、本業務に係る業者の選定にあたっては、これらを中心に総合的判断に基づく裁量に委ねられる部分が大であるため、令和3年度実施の「デジタル基本方針実行支援委託及びバーチャル「松戸市」構築設計業務委託」における公募型プロポーザルにより、国や他自治体の状況把握や本市の現状分析、課題整理を行ったうえで実施すべき施策の専門的な検討ができる等、高度な創造性・技術力・専門的な技術又は経験を有する事業者として、選定された合同会社デロイト トーマツ（旧：デロイト トーマツ コンサルティング合同会社）を相手方とすることが妥当である。

	なお、他事業者に委託した場合、再度、松戸市の対応状況の整理や把握、スケジュールや計画の策定が必要になるなど、作業の重複や遅れが発生し、実作業実施までの時間と経費負担が大幅に増加することが思慮される。また、合同会社デロイト トーマツにおいては、事業実施における情報セキュリティの遵守について、ISO/IEC27001 の認証を受けており、令和 3 年度から令和 7 年度実施の業務において情報セキュリティを遵守した対応を確認していることから、安全性の担保も十分である。 したがって、「デジタル化対応全体管理支援委託」におけるその性質または目的が、競争入札に適しないと判断し、合同会社デロイト トーマツを相手方として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定を適用し、随意契約することが適法であると思料する。 また、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、1 者からのみ見積書を徴するものとする。
--	---